

Community Welfare Total Care Promotion Project

トータルケアNEWS

No.52 2013. 8. 16

発行 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5
TEL 018-864-2711 FAX 018-864-2701
URL <http://www.akitakenshakyō.or.jp/>
E-mail chiiki@akitakenshakyō.or.jp

CONTENTS

コミュニティソーシャルワーク
実践強化研修を開催・・・1～13

コミュニティソーシャルワーク実践強化研修を開催

7月13日(土)、県内の市町村社協から47名が参加しコミュニティソーシャルワーク実践強化研修を開催しました。

研修では、大阪府豊中市社会福祉協議会事務局次長の勝部麗子氏を講師に招き、豊中市社会福祉協議会でのコミュニティソーシャルワーク実践についてお話をいただくとともに、午後はグループに分かれ接近困難ケースや生活困窮者の事例への対応について、ロールプレイやグループ協議を行いました。

ここでは、午前中に行われた勝部さんの講義内容をご紹介します。

外部からの社協に対する様々な意見

昨年度、私は厚生労働省社会保障審議会の「生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会」の委員をやらせていただきました。

その際に社会福祉協議会(以下、「社協」という)に対して他団体からさまざまな意見がありました。

大きく分けると4つになります。

ひとつは、社協はいろんな仕事やっていると云うけど、介護保険だけやってる組織ですよ、介護保険は民間企業もやってるんだから別に社協がやらなくてもいいんじゃないですかという意見。本当に困った人たちの問題については、自治会に入っていないから支援できないのではとか、地域と繋がっていないしサロンに出てこないから分からないのではないかと、本当に困ってる人たちを社協の支援の対象としてちゃんと見てますかということと言われるわけです。

2 つ目は、社協は地域づくりをやってますと言ってるけど、その中にいわゆる孤立をして、ごみ屋敷の状態にあるような人であったりとか、地域との関係を拒否してるような人たち、こういう人たちをちゃんと地域の一員として位置づけてますかということをおっしゃいました。

それから社協はネットワークをちゃんと作ってます、民生委員さん自治会長さんなどとは関わってるけども、それ以外のいろんな団体の人たちとはあまり積極的につながりを持つてないのではないですか、というようなこと。

それからこれはたくさんおっしゃいました。社協ってというのは何かやろうという話になると「人がない、ものがない、金がない」という話を最初にしてしまって、結局社会福祉を進めていくとか、本来社会福祉法人というのは先駆的であったりとか地域の中のいろんな課題を発見していくという民間の役割があるにもかかわらず、新たなことをやったり地域のいろんな問題を発見したりするようなことは、お金がないからできませんということで、消極的にとらえている組織である、ということをおっしゃいました。

「生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会」の中では、最初は案では一言も「社会福祉協議会」という言葉が文章の中に出てきませんでした。最終的には社会福祉協議会が担っていくということに対する期待がいろんな団体から寄せられるようになってきました。



豊中市社協の勝部氏

社協に入ったきっかけ

豊中市社協は生活困窮者支援をメインにやっているわけではありませんが、生活困窮者支援の問題についてもかなりコミュニティソーシャルワーカーを配置し事業をやりだしてから多く引き受けることになりましたので、その取り組みについて少しお話しをしたいと思います。

豊中市の人口は 395,000 人ですごい大きなまちです。高齢化率が 22%で自治会の組織率は 47.4%と半分に満たない状況です。

このような大きなまちの中で地域の見守りをしっかり行い、地域の中で発見力をつくって、社協職員がアウトリーチをして、いわゆる地域の中で課題を発見するという活動をしながら、そして様々な生活困窮にある人たちが社会的に自立をしていくというところまで応援をしていくという取り組みが、現実としてやれているとい

うことです。

小さな町で顔が見える中で、あそこの息子さんは引きこもりがちだなとか、リストラに遭って家に帰ってきたのかなというのが分かる規模ではないわけです。

そういう都市部でそのような人たちを発見し、仕事に就けそうな人には仕事ができるようにしていますし、居場所まで出てくれるような支援など、一人ひとりのオーダーメイドの支援を行い、この数年の間はかなり事例を蓄積して、今はそういう課題を抱えている方をたくさん支援できるようになりました。

なぜこんな事を私たちがやるようになったかということをお話したいと思います。

私は昭和 62 年に社協に入社したんですが、当時の社協は職員が 7 人で、行政の OB が 1 人、出向の人が 2 人、プロパー職員が 4 人でした。

私はもともと学校の先生になりたくて教育実習に行ったときに、子どもの貧困というのをすごく実感をしたんです。

例えば宿題をしてきてないといって先生が指摘してる子どもたちの家庭の話を知ると、お母さんが夜中働いて朝まで帰ってきてないという子がいたり。スタートラインに立てない子どもたちがすごく世の中にはいっぱいいるということを実感して、彼らがちゃんとスタートラインに立てるためにやっぱり福祉がしっかりしないとだめだなということで、今度は福祉の勉強をしようということで福祉の実習に行きました。

そのときに福祉事務所に行ったんですが、ホームレスの人たちがいっぱいいると言われている地域だったのですが、その福祉事務所で体験したことは、行政の福祉事務所というところは制度に当てはまらない人を断わってる場面をたくさん見ました。「残念だけどあなたは対象じゃない」ということをワーカーが一生懸命言ってる姿を見て、断わる福祉なんだなと思いました。行政の福祉というのは規則で仕事してますから、断わってしまうんですね。

そう思ったときに、社協というのは創っていく福祉、地域の課題を掘り起こして先駆的な取り組みを住民と一緒に創っていく福祉だと書かれている本を見て、すごく魅力を感じ、社協の仕事はいろんなものを創造できるなと思ったのが社協に入ったきっかけです。

私が社協に入った当時は豊中市社協も「寝たきり社協」などと揶揄されていましたが、そこから何とか地域の人たちの相談が集まる場所、ここに行けば助けてくれるんじゃないかと思われるような場所にしていきたいということで、いろんな形で住民の声が集まり、その声からいろんな事業を創っていくということを意識して仕事してきました。

小地域ネットワーク活動の限界

私たちのまちを大きく転換させたのは2つの転機があります。

1つは平成7年の阪神淡路大震災です。豊中でも3軒に2軒は何らかの被害を受けました。平成7年から5年間いわゆる仮設住宅ができ、復興住宅ができる、できたあとその人たちを地域で迎え入れるということを地域の中で支援を繰り返しました。

全国からもボランティアを受け入れながらボランティア支援を行う一方で、こういう災害が起きたとき、Aさん、Bさん、Cさんという一人ずつをちゃんと見守れる体制ができていないということがわかったわけです。

そこで平成8年からですが、この頃私たちは秋田の「一人の不幸も見逃さない」という映画も観せていただき、人ごとにしないという思いをもって活動している方々の実践に強く感銘しました。

このような活動は、都市部では絶対無理だと言われていたんです。隣はだれが住んでいるかわからないような地域で「一人の不幸も見逃さない」というのはあり得ないと言われてたんですが、どこまでやれるかということを一生涯懸命追求して、小地域ネットワークというのをつくっていく努力をしました。

豊中には各小学校区に38の福祉委員会というのがありますが、社協が小地域ネットワークをやってくださいとお願いに行くと、すでに私たちのまちにはちゃんと助け合いの組織があるから、そんな余計なことを言いに来るなということですぐに怒られました。

でも、自治会に入っていない人は助けられてないんじゃないですかとか、見守りの中に障害者の方は入ってますかとか、そういうことを具体的に提案しながらお話しをさせていただいて、まがりなりにも全ての地域で小地域のネットワーク活動というのできるまで約5年かかりました。

そして平成13年ぐらいにやっと全地区で形ができて見守りや声かけ、ふれあいサロン、子育てサロンなどができるようになったんですが、次に問題になったのが、一生懸命地域の中で問題を発見しても、解決してくれる人がいないという問題です。

解決する人は行政ですが、行政は縦割りなので、制度の狭間の問題になると自分の担当ではないと譲り合いをしてしまって、例えば60代前半の方々が地域で困っているという相談を受けても、高齢者じゃないし障害者じゃないしということで、たらい回しになり誰も解決してくれない。その中の典型的な事例がごみ屋敷であって、ごみ屋敷の問題も清掃局なのか福祉なのか、だれの問題かということで譲り合ってしまう本人はどんどん厳しい状況になってしまいます。

暑くなってくると、ごみ屋敷状態の家は窓が閉まっていて通気がないので中がものすごい温度になっているんです。そうすると熱中症で倒れている場合もある。そういうことも最初は分からなくて、問題があることすら見えてなかったというのが実情でした。

あと、問題があっても解決してくれる人がいないと、いくら地域の人たちがネットワークをつくって問題を見つけても、解決する人がいないと問題を見つけた住民が苦しくなります。ですから、問題を掘り起こしてもまた埋め戻すということが繰り返されている。これが実は社会福祉協議会が一生懸命つくってきた小地域ネットワーク活動の限界になっているのではないかと私は思っています。

コミュニティソーシャルワーカーの配置

この問題を何とかしなければいけないということで、平成16年、地域福祉計画を市と一緒に立てた中で「福祉なんでも相談窓口」というものを各小学校区につくることと、コミュニティソーシャルワーカーの配置をしました。

このコミュニティソーシャルワーカーというのは、大阪府がはじめてつくった制度です。私は大阪府の地域福祉支援計画の策定委員になっていまして、当時はここでも社協に対する目は厳しく、アウェイの状態でした。社協は何やってるか分からない、地域住民は頑張ってるけど、社協職員は何をしてるか全然見えないと言われてたんです。

私は、地域の活動を支えているのはコミュニティソーシャルワーカーのような職員がいるからです、ということを説明しましたが、「それは住民が頑張ってるんであって、社協がやってるわけじゃないでしょう」というようなことをずいぶん言われました。

ただし、当時課題になっていたのがいわゆる“制度の狭間”にある問題で、それを解決する制度が全く無かったので、そういう課題に対応し、問題を整理して、仕分けして、各分野にちゃんと繋いでいくということが必要だということで、コミュニティソーシャルワーカーを中学校域に一人ずつ置きましょうということになりました。

大阪府の補助制度で府内の市町村社協にコミュニティソーシャルワーカーを配置したのが平成16年からです。

ここから豊中市社協は実は大きくいろんなところから評価を受けるようになります。これは、それまでの発見力に加え、コミュニティソーシャルワーカーを置いたことで、どんな問題でも社協が断わらないで引き受けて住民と一緒に考えていくという体制を少しずつつくりました。

いまコミュニティソーシャルワーカーが豊中に14人いますが、初めは2人でした。39万人の人口に対しての2人でしたので、ものすごい人たちを支えていたわけです。

ですから、皆さんの市町村にコミュニティソーシャルワーカーを1人でも配置して活動を行える体制になればかなりのことができると思います。

ただ、そのためには事務局体制が重要です。コミュニティソーシャルワーカーだけが一人で頑張っても、それをバックアップしてくれる組織の考え方や行政の考え方がないと担当になった人が苦しいですから、コミュニティソーシャルワーカーが

しっかりと活動できるように支えるのが地域福祉計画ということになります。

豊中市では、地域福祉計画ができてコミュニティソーシャルワーカーを配置してから8年ほどですが、この8年間で豊中市社協は評価されるようになったわけです。

皆さんがこれから生活困窮者自立支援事業実施までの2年間に準備期間を終えて、その事業への取り組みを本格的にやろうと組織決定されたら、その後5年くらいすると、地域の中で社協の信頼が大きく変わっていくはずです。

豊中ではほんとに困ってどこにも相談に行けなかったら、精神科の先生も、警察の方も、地域のお饅頭屋さんも、ご近所の人たちも、「社協に行ったらどうか」と言ってくれます。「社協に行ったら、何とかしてくれるかもしれないよ」という紹介でいろんな方々が相談に来られるようになっていきます。それでもまだ氷山の一角だと思いますが、そういう声がいろんな人たちからあがるようになってきたというのは、やっぱり一つひとつ丁寧にケースに対応してきた積み重ねのおかげかと思っています。

震災があって、各小学校区でこういう福祉活動をつくって、ふれあいサロンをはじめいろんな活動に取り組んできましたが、そのことが今のベースになっています。ですから秋田は小地域ネットワーク活動に取り組んで問題を発見する土壌がありますので、その上に解決力が整うとなれば、相当な活動が展開されるのではないかと思います。

豊中は16万世帯で12,000世帯ぐらいの見守りをしています。でも豊中は、転入、転出が激しく6年間で人口が入れ替わるぐらいの人口流動率があります。このまちで住み続けるという発想がない人たちも多いのですが、そういう人たちにも生活困窮の問題はありますので、そういう課題をどうやって把握していくか、これは本当に大変な問題です。

「なんでも相談」というのを各小学校区につくったのは、地域の繋がりが少ない人たちをどうやって繋げるかというために考えた工夫の一つです。

福祉の活動というのは見えにくいので、拠点をつくってそこに行けば福祉の相談を受けられるとか、そこに相談を持ち込めば何とかなるという見える形にしようということで各小学校区に窓口をつくりました。

ここには自分から相談に来る人はほとんどいません。自分が問題だと思っている人は役所に自分でいきます。でも自分は問題じゃないけど、例えば悪質商法に遭ってたりとか、まわりから見ると困窮状態に陥ってライフラインが止められそうになっても自分でどうしていいかわからないという人たちがいるので、こういう問題を近所の人気づいて相談を持ち込むという場にしています。

今週に入って生活困窮で食べる物が無いという相談が3件ほどありました。いずれも生活保護だけは受けたくないと言います。生活保護を受けないためにぼくたちは頑張ってきたんだって言いますが、彼らには生活保護を受けて再建を目指すように説得をしていきます。

それだけでも見守ることができませんので「安心生活創造事業」という事業の中

で郵便局とか、新聞、それから酒屋さん、牛乳配達、電気の小売店の皆さん、水道メーターの検針の人たち、こういう人たちにもみんな協力してもらって、地域で異変がある人たちの情報が全部コミュニティソーシャルワーカーに連絡がくるような方法もとっています。いろんな異変があると全部相談が入ります。そしてその中で問題を仕分けして行政に繋いでいくということをやっています。

ライフセーフティネットの構築

一番重要なのがライフセーフティネットの仕組みということです。

要はコミュニティソーシャルワーカーを配置するだけでは問題解決できませんので、行政の中でも問題を発見したら、どこで共有して、解決できなかつたらどうしていくかというルールを決めています。

今回の生活困窮者支援の問題も、地域福祉計画の中で相談窓口から解決までの道筋をどうしていくのかということを確認に位置づけられるようにすることをお勧めします。これをやっておかないと、窓口だけつくられたら全部押しつけられます。是非問題解決の仕組みをつくっていただきたいと思います。

私たちのところでは、コミュニティソーシャルワーカーが地域福祉ネットワーク会議というのを開いており、これは公民協働で問題を共有する場としています。

普通であれば、地域ケア会議だとすれば高齢に関係する人だけ集まりますが、ここは圏域にある高齢・児童・障害それぞれの行政担当者と住民の人たち一緒に集まって問題を共有します。そして一緒に連携して支えていくということをします。

私たちのまちではごみ屋敷の問題があったときに、住民の人たちが一緒に解決をしてくれるんです。普通は、なんでそんな人たちの手伝いを住民がするんだということになるんですが、地域の中で困った人がいると、間違いなくそれを排除する人がいます。あの人、火を出すから早くなんとかしてくれとか。そういうことを言う人がいますが、社協は当事者と排除したい人との間の楯となる人たちをどうやって増やしていくかということがすごく大事な仕事です。

この楯になる人はどっちにつくかで、問題を抱えている人たちを排除するのか支援するかということが決まってきます。例えばその楯になる人のイメージとしては自治会長です。自治会長がごみ屋敷の人を聞いたときに、あんな人なんとかしてくれよという立場に立つのか、なんとかしてやろうよという立場に立つかで、住民の人たちの理解はずいぶん変わります。つまり排除するのか、地域で包摂するのかということです。

社協の良いところというのは、厚生労働省の特別部会でも多くの人たちから指摘を受けたことですが、他の相談支援機関は窓口をもったり専門職を配置することはできますが、地域の自治会長や民生委員と繋がっていませんので、課題を抱えた世帯が出たときに、個人的には対応できたとしても、その人が地域の中で住みやすいようにまわりの人たちの環境を整えるということとはできないんです。社協は、そういう住民のいわゆるリーダー層の人たちとの繋がりがありますので、相談を受けたときに、住民の人たちに問題を抱えている方々を支える側にまわってもらえば、排除しようとする人たちが排除しにくくなります。これがいわゆる社会的包摂、問題を抱えている人たちを地域から排除しないためにはとても重要だと思っています。



事例を通して排除しない社会づくりを学ぶ

これができるのが社協の醍醐味ということになってくるのですが、それを実現していくためにはそういう問題があるということを経験していき必要があります。そして、ネットワーク会議をもったりケース会議をしたりしながら、関係者や住民と一緒にになってそういう問題をどう解決するかをひとつひとつの事例から学んでいくということをしています。

そして解決できない問題は「ライフセーフティネット総合調整会議」という市の課長級の会議のところに問題提起をして、そこでいろんなプロジェクトを立ち上げます。

私たちはこの6年、7年の間に30ぐらいプロジェクトを立ち上げてます。

お金が掛かることはあまりありません。ごみ屋敷のプロジェクトも連携の仕組みですし、「徘徊 SOS メール」は、徘徊する高齢者の問題を携帯電話の斉送信で地域ぐるみで探すという仕組みです。これは警察とか消防、病院などがみんな連携して一緒に探していくということをルール化したものです。

いま豊中では徘徊で行方が分からない方がいて警察に届出をしますと社協に連絡が入ります。そして斉送信をしてまちぐるみで探すということをルール化しています。このように斉に探せるという方法ができたことで介護者を孤立させないことにつながっています。

そしてもう1つ大事なことは、「徘徊 SOS メール」がきたときに、「今日こんな時間帯にも徘徊してる人がいて、そこで苦しんでる家族がいるんだな」ということに思いを寄せるというのが地域づくりにつながっているということです。

ひとつひとつの問題からいろいろなインフォーマルな支援をどうつくっていくかというのが社協のソーシャルワークの仕事として重要な視点ということになります。

パーソナルサポート事業での就労支援

コミュニティソーシャルワーカーの仕事をする中で制度の狭間とかいろんな問題をみるなかで特に支援が難しかったのが若年層の人たちです。20代から50代の人には制度上のサービスがありません。

この人たちの自立支援をしていこうとすると、支援の出口がないわけです。そのような方々への対応とうことでパーソナルサポート事業というモデル事業を平成23年から受けまして、2年間でいろいろな取り組みをしました。

特に自己判断経験が少ない人、引きこもりがちな方々であったりとか、社会的に孤立して接触困難、もう来なくていい、来てもらっても会いませんというような方々とか、サービスが全くないような人たち、こういう人たちと関わる時にどうふうに関わっていいかということを試行錯誤しました。

事務局体制もかなり努力をしました。相談力というのは、職員一人ひとりの相談する力を上げていくということですが、一人の力が上がっても、組織の力にならなかつたら、その人が担当を代わったらまたゼロになりますので、それをチームの力にするためにケース会議をやったり事例検討を行ったりと丁寧にやりました。

パーソナルサポートというのは伴走型支援ということで、結局どこかに繋ぐというところまではコミュニティソーシャルワーカーはできたんですけど、繋ぐだけではそのあと定着しない人たちがいますので、そこを伴走型で支援していく。今回国のモデルでやろうとしているのはこの伴走型のところなんです。

どこかに繋いで終わりではなくて、生活保護に繋いでも励ましたりとか、それから就労の準備のことをいろいろお手伝いしていく中でも本人の心をずっと支えたりしながらやっていくというようなことです。

そしてエンパワメントですね。就職が決まったあともそういう子たちが繋がりがもてるように交流会をやったり、そういう場面をいろいろと駆使して伴走型で関わっていくことが大事です。

一人ひとりの出口づくりというところではオーダーメイドです。だから機械的にハローワークに行けばいいということではなくて、例えば引きこもったような人たちが絵が描ける子がいたら、その子を中心にして漫画の本をつくってその子の就労支援をやっています。

それから「中間就労」とですが、朝起きれない子たちが大半ですし、昼夜逆転してしまってるような人たちもいるので、いきなり仕事できません。ですので朝居場所に来れるように、ただで居場所においでといたらなかなかモチベーションが上がらないので、いま豊中では朝居場所に時間来てもらったら千円渡すというプログラムをつくっています。

社協では就労支援はやったことはなかったのですが、やってみると実は社協の関係者には中小企業の方もたくさんいるし商店の方もいっぱいいるので、そういう方々に就労体験の場所を少し提供してあげませんかと願いすると、比較的快く了解してくれます。

履歴書だけで見たら絶対だめなんです。もう長いこと全然職歴ないですし、学歴だって高校の途中で中退した子なんかだったらもう中卒になってる子もいるわけですね。そうするとハローワークに何回行っても全然だめだけど、そこで直接職業体験してみると、挨拶できるしこの子いい子だなという子が何人かいるわけです。そうするとそこで、この子だったら雇用してもいいよっていう話が出てきたりとか、そんなことを繰り返しながら就労を目指していきます。そういうことを社会的に取り組んでいくということが、これからの新しい支援のあり方ということになります。

社協が生活困窮者支援に取り組む理由

行政が直接的に生活困窮者の相談に対応していくとなると、どうしても管理という形になりますし、生活保護そのものは入口がどうしても申請主義ということになります。申請主義をやりながら一方でアウトリーチで探していくというのは矛盾するんですね。来た人だけ対応しますと言う一方で探していって支援するとなると、公平ではないわけです。

社協のように地域に根ざした組織が住民の人たちと生活困窮にある人たちを暖かくサポートしながら支援をしていくということで、本当に生きててよかったなと思ってもらえるような地域づくりをやっていくことが、いま求められてることじゃないかなと思います。

生活困窮者一人を支援するというのも大事ですが、そういう問題を抱えている方々が地域の中でSOSを出しやすくする、生活保護を受けているからダメなんだという地域ではなくて、困ったらすぐに保護を受けてやり直したらいいんだよというまちにどうやってできるかということが課題のように思います。

今回の生活困窮者自立支援法というのは、生活困窮の問題を社会に訴えていいよという法律ですし、地域ぐるみでサポートできるようなまちをつくっていく、社協がそこに挑戦していくというのがこれからの大きなポイントになると思っています。

コミュニティソーシャルワーク実践強化研修に参加して

秋田県社会福祉協議会総務企画部主査 鈴木 博

午前の講義では、豊中市社協におけるコミュニティソーシャルワークの実践が紹介されたが、社会的に孤立している人たち（＝地域にとっては排除したい人たち）を「包摂」し、そのためにインフォーマルな支援を創っていくことが社協の果たす役割であること、当事者だけでなく、周囲を巻き込みながら関心を高め意識を変えていくところにCSWの技量が求められることなどをあらためて認識した。

午後の講義・演習では、個別支援のアセスメントから地域づくりにつなげていくプロセスを体感した。

最初に、サービスを拒否する生活困窮者を想定し、相談の入り口である心の開き方をロールプレイしてみたが、その難しさを痛感した。

日常的に一般の方から相談を受ける機会は多々あるが、主に受け身の態勢である。担当業務である生活福祉資金貸付事業において、各市町村で借受世帯宅を訪問して世帯の状況把握と自立に向けた相談対応は行っているが、あくまで制度にのった利用者である。

「アウトリーチ」と言葉では簡単に言えるが、実際にSOSを発しない、発することができない人に対して、閉ざされた心の扉を開けるのは容易なことではなく、そこがCSWとして、社協マンとしての力量が問われるということ強く感じた。

生活困窮者支援というのは、単に経済的な困窮にとどまらず、社会的な孤立やあらゆる課題とつながっており、社協が取り組むのは当然で、社協にしかできないことであるということ再認識した。

「生活困窮者自立支援事業」の開始が予定される平成27年まで残り2年をきっており、国のモデル事業受託の有無に関わらず、県社協・市町村社協ともにやれるところから変えていく必要があること、社会の社協に対する期待を裏切らないためにも、危機感をもって取り組まなければならないことを教示いただいた。

秋田県社会福祉協議会地域福祉部主事 須藤 秀明

今回、初めてコミュニティソーシャルワーク（以下、CSW）実践強化研修へ参加させていただき、豊中市社協が行っている事業に秋田県社協の目指すトータルケアの参考となる実践例が多くあった。

午前の講義では、豊中市社協のCSW実践例を教示いただき、ニーズを汲み取るだけでなく、社協としての真の役割は問題を解決へとつなげる機能となることであると感じた。解決につながらない場合、問題ばかりが出てきて、結果的に住民が辛い思いをするだけだという言葉が強く印象に残った。

午後の講義・演習では個別支援のアセスメントから地域支援へのプロセスを学ぶ内容であった。

最初はサービス拒否をする生活困窮者の閉ざされた心を開けるロールプレイを行

ったが、なぜ拒否をするか、どのような支援が必要なのかといったところで双方の壁を壊すことから入らないと支援に結びつかないと感じた。

私自身、相談業務にあたったことがなく、想像していた相談業務は支援者が受け身であり、問題を抱えている方は SOS を発してくる人がほとんどだと思っていたが、問題を抱えていても自分自身がそれに気付かないケースも多く、「アウトリーチ」を行うことによって、制度の狭間に埋もれている生活福祉課題を発見していくことが重要であるとあらためて分かった。

平成27年度から「生活困窮者自立支援事業」が実施される予定など、生活困窮者への支援の拡充が図られる見通しとなっているが、事業受託の有無に関わらず、社協に求められる役割は大きなものであるとともに、地域福祉の担い手として、責任感をもち、解決につながる支援ができるよう学んでいかなければと強く感じた研修だった。

横手市社会福祉協議会地域福祉課主席主査 高橋 祐行

今回の研修では、秋田県社協・佐々木事務局長の基調説明として、先般、仙台会場での全国会議における内容を直接伺える機会となり、平成17年度より取り組んできた「トータルケア推進事業」と全社協「生活支援活動強化方針」のリンクする部分から、『トータルケア推進事業・生活支援活動方針・生活困窮者自立支援事業』の三位一体での事業・活動が社協の本分であることと、置かれている現状を切迫した思いで感じると同時に「やらなければ」との覚悟が湧いてきました。

そして、全国的に活躍されている豊中市社協の勝部次長の講義では、厚生労働省特別部会における「社協」に対する認識が「NPO 法人等」の「等」に含まれているという位置付けには落胆とともに役職員が一丸となり意識改革と積極的な実践の展開が必要であることを再確認するところとなりました。

また、豊中市社協における実践に裏打ちされた総合相談窓口の重要性はもとより、小ネットワーク活動の限界から新たなアウトリーチとチームアプローチを意識した活動の展開が重要であると思いました。

そして、様々な取り組みの中であらゆる関係機関と連携が図られており、個別支援における伴走型の寄り添いから、地域の社会資源を活用した地域支援への仕掛けを常に意識した展開が行われており、非常に参考になり感動いたしました。

この後、国会での「生活困窮者自立支援法」成立を見据えて、コミュニティソーシャルワーカーの地域福祉計画・地域福祉活動計画への明確な位置付けと財源確保、社協が取り組むべき活動の明記等を行政へ働きかけることが重要と感じました。

貴重な講義と演習に参加でき、大変感謝しております。また、県社協をはじめ各市町村社協の仲間と同じ方向へ進んでいるのだという自覚と自信がこれからの地域福祉活動の上で大きな支えとなることを感じる事ができた研修でした。

北秋田市社会福祉協議会地域福祉部副部長 野崎 祐

社会福祉協議会の存在意義とは何か？今、社会福祉協議会職員として何をすべきか？について再認識する、いわば原点回帰の機会となりました。これまで社協は小地域での地域活動を推進し、見守り体制を構築してきました。しかし、制度の狭間に埋もれてしまい、救えていないSOSがまだ当地域にあるのも事実です。

窓口にすら辿り着かないSOSを察知し、そのSOSに真摯に向き合っているか、の問いかけは心に響きました。

遅ればせながら、今こそ私たちは、表に出てこないニーズを掘り起し「一人ひとりが生きてて良かった」と思える地域づくりに舵を切っていかないと、社会福祉法109条に基づく社協としての存在意義は無くなってしまわないかという危機感を抱きました。

今回の講義の中で取り上げられた豊中市の実践事例は大いに参考になりました。同じ事例は一つとしてないので即、当地域の課題に当てはめられるわけではありませんが、紹介されたすべての事例の中に、一貫して、勝部さんの真心が宿った言葉と優しい眼差し、そして柔軟な発想力とあきらめない根性がありました。

「無縁社会」から「創縁社会」へ。人をつなぐためにも、人間愛に満ちた社協人を育てる社協でもありたいと思います。

さて、講義の中にもアウトリーチのお話がありましたが、アウトリーチの一つの形として、北秋田市社協では毎年夏の時期に全戸訪問活動を展開しています。「あなたとご家族の困りごと、なんでもご相談ください」をスローガンに自治会、民生委員児童委員と連携しながら職員が手分けして市内の全世帯（12,000世帯）をくまなく歩いて訪問し、コミュニケーションをしながらニーズの掘り起こしをするという活動です。併せて、詐欺被害防止情報や救急医療情報キットのお知らせ、また、夏の暑い時期なので熱中症予防の注意喚起等の適切な情報提供も行います。

残念ながら活動期間内にすべての方にお会いできるわけではありません。また、あらゆるニーズを察知できるわけでもありません。しかし、相談窓口が身近な地域の中にあるということを市民の皆様知って頂くだけでも効果があると思っています。さらに、介護保険事業所の職員も、児童館や厨房の職員も、また、臨時職員もパート職員も職員区分に関係なく全職員が事前研修を受けた上で地域に出向くので、職員自身が社協職員としてのスタンスを確認する機会にもなっています。

あとは、このアウトリーチによって察知したニーズや生活上の異変を解決へと導く「行動力」、課題を埋め戻さない「覚悟」、そして、それを実践する「チームワーク」をどう構築していけるかです。

勝部さんから受け取った熱い想いが冷めないうちに、実践事例として形に残していけるよう努めていきたいと思っています。